



工事の前に申請してください

住宅リフォーム促進事業補助金の交付

この補助制度は、町民の生活環境の向上を図るとともに、町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を促進するものです。

▼補助額

補助対象工事金額(税込み)の10%(千円未満は切り捨て)

▼補助額上限 10万円

▼住宅リフォーム工事の要件

(①～⑥のすべてに該当する工事)

- ①申請者が所有し、居住している住宅の工事
- ②町内に住所を有する事業所が行う工事
- ③補助金の交付決定を受けてから行う工事
- ④ほかの補助事業を重複して受けていない工事
- ⑤工事完了後、実績報告書を平成31年2月28日までに提出できる工事
- ⑥補助対象工事金額(税込み)が20万円以上の工事



▼対象(すべてに該当する人)

①リフォームする住宅に住民登録(住民票)があり居住している人

②町税を滞納していない人

③これまでに当事業補助金を受けていない人

▼申請に必要なもの

□吉岡町住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書

※申請書は町ホームページからダウンロードしてください。

□工事前の住宅の状況を明らかにする写真

□工事内容を明らかにする図面の写し

□工事見積書の写し

□申請者の町税の完納証明書

□対象住宅の平成30年度固定資産税納税通知書および土地・家屋課税資産の明細の写し(または固定資産税評価額証明書)

▼提出・問い合わせ先

産業建設課 産業振興室

☎26・2280(直通)

文化財センター主催の講演会

「三津屋古墳について」八角形の謎を解く

文化財センターでは、町の古墳文化を知る講演会を開催します。郷土が誇る古墳文化に、ぜひ触れてみてください。

▼期日 11月20日(※)

▼時間 午後1時30分～

▼場所 文化財センター(南下1322-12)

▼定員 50人(先着順)

▼講師 能登健氏(元群馬県埋蔵文化財調査事業団研究部長)

▼申し込み方法

文化財センターへ電話またはFAXでお申し込みください。

※FAXの場合は、氏名・住所・電話番号を記載してください。

▼申し込み・問い合わせ先

文化財センター

☎54・9443

議会を傍聴しませんか？

町議会12月定例会

3日(月)開会日

4日(火)一般質問

5日(水)一般質問

12日(水)閉会日(討論・表決など)

※右の日程は予定です。詳しくは、町ホームページや議会事務局でご確認ください。



本会議はどなたでも傍聴することができます。

町議会の活動などを知ることができますので、ぜひお越しください。

また、パソコンやスマホなどで、本会議のインターネット中継を見ることができます。

会議の日からおおむね5日後(土・日・祝日を除く)には、録画映像も閲覧できます。

※アクセス方法は「吉岡町議会」で検索

☎26・2283(直通)

▼問い合わせ先

議会事務局

☎26・2283(直通)

教育委員会の新体制をお知らせします  
**教育長職務代理者に小林さん**

教育長職務代理者の高田友美さんが9月30日で任期満了となりました。これに伴い、9月定例議会で議会の同意を得て、藤多ゆかりさんが10月1



新教育委員  
藤多ゆかりさん



新教育長職務代理者  
小林静弥さん

日付で教育委員に任命されました。

また、臨時教育委員会が10月1日に開催され、小林静弥さんが教育長職務代理者に選任されました。

新しい教育委員会の体制は次のとおりです。(敬称略)  
**教育長** 大沢 清  
**職務代理者** 小林静弥  
**教育委員** 大沢知子  
 木暮伸晴  
 藤多ゆかり

▼問い合わせ先  
 教育委員会事務局 学校教育室  
 ☎26・2286(直通)

**無料税務相談を行います**

期日 11月16日(金)  
 時間 13:30~16:00  
 場所 役場 第1会議室(2階)

問い合わせ先

財務課 税務室 ☎26-2237(直通)

**役場人事異動**

**退職** (9月30日付)

原澤 和春 健康福祉課 保険室長

**異動** (10月1日付)

米沢 弘幸 (異動前)健康福祉課長  
 (異動後)健康福祉課長 保険室長 兼務

納付額全額が社会保険料控除の対象です  
**国民年金保険料**

国民年金保険料は社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月~12月に納付した保険料の全額です。過去の年度分や追納した保険料も含まず。また、本人の保険料だけではなく、扶養者(配偶者や子など)の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

**社会保険料控除を受けるには**

年末調整や確定申告を行うときに、保険料の納付を証明する書類を添付してください。平成30年1月1日~9月30日までの間に保険料を納付した人へは、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が届きます。申告書を提出するときは必ず証明書または領収証書を添付してください。

納付額全額が社会保険料控除の対象です

※平成30年10月1日~12月31日までの間に今年初めて保険料を納付した人へは、翌年の2月上旬に届きます。

税法の上で有利な国民年金は、老後はもちろん、不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

11月30日は「年金の日」

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」を利用すると、いつでも本人の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、年金記録を基にさまざまなパターンの試算ができます。詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ先

波川年金事務所 国民年金課  
 ☎22・1607